

これより本案に対する質疑を行います。

○十八番（小野沢 久君） 報酬等審議会の関係は、市長の諮問において審議会を置くということであり、すから、言い方をかえれば、諮問をしなければ要らないわけですから、当初予算にはここ毎年載っておりまして、二年ほどは不用になっているわけです。市長の給料あるいは議員の報酬も含めて、市長の、要は胸三寸というか、言い方をかえれば、諮問をするかしないかは市長の判断であるわけですから、例えば、選挙の前にもどうも上げにくいとか、終わったばかりではすぐやりにくいとかということがあれば、毎年きちんと諮問をして、その答申が、例えば去年は上げたから、ことは上げなくてもいいとかという答申が出ればそれでいいと思うので、機械的にいった方が、そういう意思が入らない部分があると思いますし、そういう方向での検討をしていただけるかどうか、たまたま委員会が違いますものから、お答えをお願いいたします。

○助役（浅見裕康君） 今、御指摘をちょうだいしたわけでございますけれども、確かにいろいろな事情があるかと思えます。ただ、基本的には、今おっしゃられたとおりだと思いますので、そういうものを十分踏まえた中で、これからは取り組んでいきたいと、かように考えております。よろしく願います。

議長（仲村清信君） ほかになければ以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。
ただいま議題となっております議案第七十一号は、総務委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 御異議なしと認めます。よって議案第七十一号は、総務委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（仲村清信君） 日程第四 議案第八十一号 福生市行政改革審議会条例を廃止する条例を議題と

いたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（企画財政部長 野沢久人君登壇）

○企画財政部長（野沢久人君） 御指名をいただきましたので、議案第八十一号 福生市行政改革審議会条例を廃止する条例につきまして、提案理由とその内容について御説明を申し上げます。

福生市行政改革審議会につきましては、昭和六十年七月一日に条例が施行されて、同年八月三十日に八人の委員が委嘱され、以後、約一年間、全二十回の審議を経まして、昭和六十一年七月八日に答申をいただき、その時点で審議会は解散されました。答申を得ました福生市といたしましては、内部に設置されておりました行政改革推進本部におきまして、答申の実現について検討に入り、昭和六十二年三月に行政改革大綱を策定いたしました。この大綱に添いまして、行政改革の推進をしてまいりましたが、その取り組みにつきましても、軌道に乗ってきておりまして、行政改革審議会設置の所期の目的を達せられたと考えられますところから、ここに本条例を廃止しようとするものでございます。

なお、本条例は公布の日から施行しようとするものでございます。また、今後、新たな課題が提起されます段階では、議会にも御相談申し上げ、その際の方策について検討をさせていただきたいと考え方をいたします。

以上、大変雑駁な説明でございますが、御審議を賜り御決定いただきますようお願いを申し上げます、提案理由と内容の説明とさせていただきます。

○議長（仲村清信君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第八十一号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(仲村清信君) 御異議なしと認めます。よって議案第八十一号は、原案のとおり可決されました。

○議長(仲村清信君) 日程第五 議案第八十二号 福生市基本構想審議会条例を廃止する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(企画財政部長 野沢久人君登壇)

○企画財政部長(野沢久人君) 御指名をいただきましたので、議案第八十二号 福生市基本構想審議会条例を廃止する条例につきまして、提案理由とその内容について御説明を申し上げます。

基本構想審議会の設置につきましては、昨年九月の市議会定例会におきまして、審議会条例を審議をいただき、同年十二月十九日に委員の委嘱をいたしましたから、十回にわたり審議会が開催されまして、活発な論議がなされる中で答申がまとめられまして、去る八月三十一日に終了し、今月五日に会長から答申をいただいたところでございます。答申書は先ほど御配付を申し上げましたところでございますが、全六章からなっておりまして、策定の趣旨、市づくりの基本理念、都市像、計画の指標、市づくりの目標及び施策の大綱についてまとめられておりまして、二十一世紀を目指す福生市のあるべき姿等が述べられております。今後、市といたしましては、答申を尊重し、市議会を初め市民の皆さんの声を伺いながら、市議会に御提案を申し上げていく予定でございます。また、これをもとにいたしましたので、基本計画及び実施計画をまとめまして、基本構想の実現に向けて努力いたしてまいりたいと存じます。

このような状況へと進んでまいりましたので、第二期の総合計画づくりに当たりましての審議会の職務を終了いたしました。したがいまして、ここに福生市基本構想審議会条例を廃止しようとするものでございます。

なお、本条例廃止は公布の日から施行いたしたいと考えております。

以上、大変雑駁な説明でございますが、慎重御審議を賜りまして原案御決定をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長(仲村清信君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(仲村清信君) 以上で質疑を終わります。

これより議案第八十二号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(仲村清信君) 御異議なしと認めます。よって議案第八十二号は、原案のとおり可決されました。

○議長(仲村清信君) 日程第六 議案第七十二号 福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(総務部長 森田 進君登壇)

○総務部長(森田 進君) 御指名をいただきましたので、議案第七十二号 福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びにその内容につきまして御説明を申し上げます。

本案は、先ほど提案いたしました報酬審議会の答申に基づく議員の報酬改正に伴い、それに準拠いたしまして、非常勤の特別職についても見直しをさせていただき、その報酬額を改正しようとするものでございます。

その内容でございますが、対象となります職種につきましては、医療職を除きます四十一の職種につい

て改正しようとするものでありまして、別表第一の中におきまして、それぞれの非常勤の特別職の職員の報酬の額を改正するものであります。改正によります引き上げ額は千円から一万五千元でございますが、二六市、特に新市の平均額を各委員ごとに算出をいたしまして、当市の現行の報酬額と比較をいたしまして、それに準じて改正しようとするものであります。なお、他市に比較的類例を見ない市史編さん委員あるいは十月一日から名称変更いたします行政協力委員につきましては、独自の判断によりまして、改正しようとするものであります。また、行政改革審議会委員及び基本構想審議会委員につきましては、ただいま廃止条例を提案しております関係上、削除いたしました。

次に、表の内容についてであります。記載のとおりでありまして、まことに恐縮でございますが、説明を省略させていただきますことを、あらかじめ御了承いただきたいと思います。

参考でございますが、この改正に伴いまして、今年度さらに必要とする財源は三百十九万円余りと予定をしております。

次に附則でございますが、施行の時期を十月一日からと定めようとするものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございましたが、慎重御審議を賜りまして、原案どおり御決定下さいますようお願いを申し上げます。

○議長（仲村清信君） 以上で提案理由の説明は終わりました。
これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第七十二号は、総務委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 御異議なしと認めます。よって議案第七十二号は、総務委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（仲村清信君） 日程第七 議案第七十三号 福生市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（総務部長 森田 進君登壇）

○総務部長（森田 進君） 御指名をいただきましたので、議案第七十三号 福生市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びにその内容につきまして御説明を申し上げます。

本案につきましては、議員の報酬の改定と同様、さきの福生市特別職報酬等審議会の答申に基づきまして、市長等の給料月額を改正しようとするものでございます。それでは、改正の内容でございますが、第二条表中、市長の給与につきましては、現行「六五〇、〇〇〇円」を六万二千円引き上げまして「七一二、〇〇〇円」に、率にいたしまして九・五四％のアップ、助役につきましては、現行「五六五、〇〇〇円」を五万四千円引き上げまして「六一九、〇〇〇円」に、率にいたしまして九・五六％のアップ、収入役にしましては、現行「五三〇、〇〇〇円」を五万一千円引き上げまして「五八一、〇〇〇円」に、率にいたしまして九・六二％に、それぞれ引き上げようとするものでございます。

参考でございますが、この改正に伴いまして、今年度さらに必要とする財源は二百四十四万円余りでございます。

次に附則でございますが、この条例は平成元年十月一日から施行いたそうとするものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、慎重御審議を賜りまして、原案どおり御決定下さいますようお願い申し上げます。

○議長（仲村清信君） 以上で提案理由の説明は終わりました。
これより本案に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(仲村清信君) 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第七十三号は、総務委員会に付託いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(仲村清信君) 御異議なしと認めます。よって議案第七十三号は、総務委員会に付託することに決定いたしました。

~~~~~

○議長(仲村清信君) 日程第八 議案第七十四号 福生市教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(総務部長 森田 進君登壇)

○総務部長(森田 進君) 御指名をいただきましたので、議案第七十四号 福生市教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びにその内容について御説明を申し上げます。

本案につきましても、福生市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例同様、福生市特別職報酬等審議会の答申に基づきまして、教育長の給料月額を改正しようとするものでございます。

それでは、改正の内容でございますが、第二条中、教育長の給与月額の現行「五十三万円」を五万一千円引き上げまして「五十八万千円」に、率にいたしまして九・六二％の引き上げをいたそうとするものでございます。

参考でございますが、この改正に伴いまして本年度さらに必要とする財源は六十一万円余りと予定をしております。



次に附則でございしますが、この条例は平成元年十月一日から施行いたそうとするものでございます。以上、大変雑駁な説明でございしますが、慎重御審議を賜りまして、原案どおり御決定下さいますようお願い申し上げます。

○議長(仲村清信君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(仲村清信君) 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第七十四号は、総務委員会に付託いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(仲村清信君) 御異議なしと認めます。よって議案第七十四号は、総務委員会に付託することに決定いたしました。

~~~~~

○議長(仲村清信君) 日程第九 議案第七十五号 福生市児童育成手当条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(福祉部長 石川和夫君登壇)

○福祉部長(石川和夫君) 御指名をいただきましたので、議案第七十五号 福生市児童育成手当条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容につきまして御説明申し上げます。

この制度は東京都の制度として、一人親の状態、または父あるいは母が重度の障害である場合の義務教育終了前の児童、または二十歳未満の一定の障害を有する方に、市の条例に基づきまして手当を支給しようとするものでございます。今回、児童福祉の向上の一環といたしまして、都条例が改正されましたこと

に伴いまして、本条例の額を引き上げようとするものでございます。

内容につきまして、御説明申し上げます。

別表第二表中、育成手当の額「九、五〇〇円」を「一〇、〇〇〇円」に、障害手当の月額「一一、五〇〇円」を「一二、〇〇〇円」に改正しようとするものでございます。

附則といたしまして、施行期日は平成元年十月一日から施行し、経過措置といたしまして、改正後の児童育成手当条例の規定は平成元年十月分の手当から適用し、同年九月以前の月分の手当は、なお従前の例によるものでございます。

以上、大変雑駁でございますが、慎重御審議をいただきまして、原案どおり御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（仲村清信君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第七十五号は、厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 御異議なしと認めます。よって議案第七十五号は、厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（仲村清信君） 日程第十 議案第七十六号 福生市児童遊園条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（福祉部長 石川和夫君登壇）

○福祉部長（石川和夫君） 御指名をいただきましたので、議案第七十六号 福生市児童遊園条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容につきまして御説明申し上げます。

本案は今回新たに福東地区に児童遊園を設置したことに伴いまして、本条例を改正しようとするものでございます。当児童遊園は東京都の開発行為に基づきまして設置されたもので、福生市大字熊川二九九番地沢井弘子氏から寄付されたもので、面積が二百一・五三平方メートルで、スプリング遊具、砂場等が併設されております。

内容につきまして、御説明申し上げます。

名称は福東児童遊園で、所在地は福生市大字熊川一四四七番地一二に定めようとするものでございます。

附則におきましては、平成元年十月一日から施行しようとするものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、慎重御審議を賜りまして、原案どおり御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（仲村清信君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第七十六号は、厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 御異議なしと認めます。よって議案第七十六号は、厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（仲村清信君） 日程第十一 議案第七十七号 福生市老人福祉手当条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（福祉部長 石川和夫君登壇）

○福祉部長（石川和夫君） 御指名をいただきましたので、議案第七十七号 福生市老人福祉手当条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容につきまして御説明申し上げます。

この制度は、東京都の制度として六十五歳以上の人で六カ月以上寝たきりの状態にある方が対象でありまして、市の条例に基づきまして手当を支給しているもので、今回老人福祉向上の一環といたしまして、都条例が改正されたことに伴いまして、本条例の額を引き上げようとするものでございます。

内容につきまして、御説明申し上げます。

第三条中、七十五歳以上の方に支給する手当の月額「三万九千円」を「四万千円」に、七十歳未満で所得基準以下の方に支給する手当の月額「三万三千円」を「三万四千五百円」に、また七十歳未満で所得基準を超える方及び都の重度心身障害者福祉手当受給者に対しましては、月額「二万二千円」を「二万三千円」に改正しようとするものでございます。

附則といたしまして、施行期日は平成元年十月一日から施行し、経過措置といたしまして、改正後の老人福祉手当条例の規定は、平成元年十月分の手当から適用いたしましたして、同年九月以前の月分の手当は、なお従前の例によるものでございます。

以上、大変雑駁でございますが、慎重御審議をいただきまして、原案どおり御決定下さいますようお願い申し上げます。

○議長（仲村清信君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第七十七号は、厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 御異議なしと認めます。よって議案第七十七号は、厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（仲村清信君） 日程第十二 議案第七十八号 福生市重度心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（福祉部長 石川和夫君登壇）

○福祉部長（石川和夫君） 御指名をいただきましたので、議案第七十八号 福生市重度心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容につきまして御説明申し上げます。

この制度も東京都の制度といたしまして、身体障害二級以上の方、精神薄弱者中度以上の方、あるいは脳性マヒ、または進行性筋萎縮症の方に対し、市の条例に基づきまして手当を支給しているもので、今回、重度心身障害者の福祉の向上の一環として、東京都が条例を改正されましたので、これに伴いまして、本条例の額を引き上げようとするものでございます。

内容につきまして、御説明申し上げます。

第三条中、月額「一万一千五百円」を「一万二千円」に改正しようとするものでございます。

附則といたしまして、施行の期日は平成元年十月一日から施行し、経過措置といたしまして、改正後の重度心身障害者福祉手当の規定は、平成元年十月分から適用いたします。同年九月以前の月分の手当は、なお従前の例によるものでございます。

以上、大変雑駁でございますが、慎重御審議いただきまして、原案どおり御決定賜りますようお願い申し上げます、説明を終わらせていただきます。

○議長（仲村清信君） 以上で提案理由の説明は終わりました。これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第七十八号は、厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 御異議なしと認めます。よって議案第七十八号は、厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（仲村清信君） 日程第十三 議案第七十九号 福生市火葬費等の助成に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（市民部長 岩崎好亮君登壇）

○市民部長（岩崎好亮君） 御指名をいただきましたので、議案第七十九号 福生市火葬費等の助成に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びにその内容につきまして御説明申し上げます。まず提案理由でございますが、御案内のように昨年十二月の議会におきまして、狭山火葬場組合の規約の一部を改正する規約について、御提案申し上げておりましたが、本年五月十五日付をもちまして、自治大臣より許可がありましたので、それに伴い本条例における名称を変更しようとするものでございます。内容につきましては、第二条ただし書き中、「狭山火葬場」とありますものを「瑞穂斎場」に、第四条

第二号中「狭山火葬場」を「瑞穂斎場」に、「狭山火葬場組合」を「瑞穂斎場組合」と、それぞれ改めようとするものでございます。

なお附則におきまして、この条例は公布の日から施行し、平成元年五月十五日から適用しようとするものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、慎重御審議賜りまして、原案どおり御決定下さいますようお願い申し上げます、説明を終わらせていただきます。

○議長（仲村清信君） 以上で提案理由の説明は終わりました。これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第七十九号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 御異議なしと認めます。よって議案第七十九号は、原案のとおり可決されました。

○議長（仲村清信君） 日程第十四 議案第八十号 福生市消防団に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（市民部長 岩崎好亮君登壇）

○市民部長（岩崎好亮君） 御指名をいただきましたので、議案第八十号 福生市消防団に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由並びにその内容を御説明申し上げます。

今回、改正しよういたしますものは、消防団の報酬、火災その他災害等訓練及び警戒のために出動し

た場合の出動手当の改正でございます。

次に、改正内容でございますが、別表第一の報酬額改正でいずれも年額ですが、団長が「二三〇、〇〇〇円」を一五・二％引き上げ「二六五、〇〇〇円」に、副団長が「一八四、〇〇〇円」を一五・二％引き上げ「二一二、〇〇〇円」に、分団長が「一三三、〇〇〇円」を一五％引き上げ「一五三、〇〇〇円」に、副分団長が「一〇一、〇〇〇円」を一四・九％引き上げ「一一六、〇〇〇円」に、部長が「九〇、〇〇〇円」を一四・四％引き上げ「一〇三、〇〇〇円」に、班長が「六二、〇〇〇円」を一二・九％引き上げ「七〇、〇〇〇円」に、団員が「五三、〇〇〇円」を一三・二％引き上げ「六〇、〇〇〇円」に改めようとするものでございまして、平均引き上げ率は一三・七％でございます。

次に、別表第二の費用弁償の改正でありますが、災害等で出勤した場合、現行一回につき「一、八〇〇円」を「二、三〇〇円」に、訓練出勤一回につき「一、五〇〇円」を「二、〇〇〇円」に、特別警戒出勤一回につき「一、五〇〇円」を「二、〇〇〇円」に改めようとするものでございます。

なお、これらに要する財源は、本年度三百十三万五千円と相なるわけでございます。

次に、附則でありますが、この条例の施行は平成元年十月一日から施行しようとするものでございます。また、経過措置といたしまして、改正後の福生市消防団に関する条例、別表第一の規定は、平成二年三月に支給する報酬の半年割額から適用し、平成元年九月に支給する報酬の半年割額については、なお従前の例といたそうとするものでございます。

新条例別表第二の規定は、平成元年十月一日以降の出勤に係る費用弁償の額から適用し、同日前の出勤に係る費用弁償の額については、なお従前の例といたそうとするものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、慎重御審議の上、原案どおり御決定賜りますようお願い申し上げます。

議長（仲村清信君） 以上で提案理由の説明は終わりました。
これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（仲村清信君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第八十号は、厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（仲村清信君） 御異議なしと認めます。よって議案第八十号は、厚生委員会に付託することに決定いたしました。

議長（仲村清信君） 日程第十五 議案第八十三号 東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（総務部長 森田 進君登壇）

○総務部長（森田 進君） 御指名をいただきましたので、議案第八十三号 東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更について提案理由並びにその内容について御説明申し上げます。

本議案は、地方自治法第二百五十二条の七の規定に基づき、機関の共同設置をいたしております東京都市町村公平委員会の共同設置規約の一部変更しようとするものでございます。

具体的な改正内容といたしましては、本年五月、共同設置の構成団体でございます狭山火葬場組合が瑞穂斎場組合と名称を変更したのに伴いまして、同規約第一条の別表に定める関係団体の狭山火葬場組合の名称を瑞穂斎場組合と改めようとするものでございます。

また、附則といたしまして、平成元年十二月一日から施行し、平成元年五月十五日から適用しようとするものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、慎重御審議を賜りまして、原案どおり御決定下さいますようお願いを申し上げます。

○議長（仲村清信君） 以上で提案理由の説明は終わりました。
これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 以上で質疑を終わります。
これより議案第八十三号について採決いたします。
お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 御異議なしと認めます。よって議案第八十三号は、原案のとおり可決されました。

○議長（仲村清信君） 日程第十六 議案第八十四号 東京都市町村職員退職手当組合理約の変更についてを議題いたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（総務部長 森田 進君登壇）

○総務部長（森田 進君） 御指名をいただきましたので、議案第八十四号 東京都市町村職員退職手当組合理約の変更について、提案理由並びにその内容につきまして御説明を申し上げます。

本議案は、一部事務組合であります東京都市町村職員退職手当組合の規約を変更するためのものです。御案内のとおり、一部事務組合の規約の変更につきましては、事務手続といたしまして、地方自治法第二百八十六条の規定によりまして、関係市町村が協議し、構成市町村の議会の議決を得て、都道府県知事の許可を受けなければならないことになっております。したがって、本議案の議決をお願いしようというたすものでございます。

それでは、その改正内容でございますが、本年五月に構成団体であります狭山火葬場組合が瑞穂斎場組合と名称を変更したのに伴いまして、規約第二条の別表に定める組織団体の名称を変更しようとするもの

でございます。

附則といたしまして、施行日を東京都知事の許可のあった日とし、平成元年五月十五日から適用しようとするものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、慎重御審議を賜りまして、原案どおり御決定下さいますようお願いを申し上げます。

○議長（仲村清信君） 以上で提案理由の説明は終わりました。
これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第八十四号について採決いたします。
お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 御異議なしと認めます。よって議案第八十四号は、原案のとおり可決されました。

○議長（仲村清信君） 五時五十分まで休憩いたします。

午後五時四十一分 休憩

午後五時五十一分 開議

○議長（仲村清信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第十七 議案第八十五号 平成元年度福生市一般会計補正予算（第二号）を議題いたします。
本案について提案理由の説明を求めます。

（企画財政部長 野沢久人君登壇）

○企画財政部長（野沢久人君） 御指名をいただきましたので、議案第八十五号 平成元年度福生市一般会計補正予算（第二号）につきまして、提案理由並びにその内容につきまして説明を申し上げます。

予算の内容に入る前に、今回の補正予算の概要について触れさせていただきます。歳入におきまして、主なものは市民税の個人分と固定資産税の調定増等でございます。地方交付税におきまして、交付決定されました普通交付税の減額がございます。また、都支出金についてはコミュニティ施設及びスポーツ・レクリエーション施設建設費補助金の追加分。寄附金については宅地開発指導要綱によります学校施設等整備事業寄附金。それと昭和六十三年一般会計決算見込みによります繰越金等が主な歳入となっております。

歳出におきましては、人件費分として今回改正を予定しております議員報酬、非常勤の特別職の報酬及び市長等四役の給料一千八百七十二万九千円と職員人件費で、増員を予定しております家庭奉仕員、保健婦の給与三百九十一万一千円が追加となっております。そのほかでは、民生費で国民健康保険会計の決算によります繰越金が増えたことによります一般会計からの繰出金の減額と前年度、国・都補助事業経費の精算金等がございます。土木費におきましては、狭隘道路整備に要する用地買収費、補償料の追加と、明神下公園便所改良事業の工事費の追加がございます。それと、教育費におきまして寄附金の学校施設等整備基金への積み立てが、今回補正の主な歳出となっております。

それでは、予算書に基づきましてその内容について御説明を申し上げます。

一ページをお開きをいただきたいと思います。

まず総則でございますが、第一条で既決予算額に歳入歳出それぞれ一億五千四百二十七万九千円を追加し、歳入歳出予算総額を百四十六億二千七百五十五万七千円と定めようとするものでございます。次の第二条は地方債の補正でございますが、内容につきましては、第二表の地方債補正で御説明を申し上げます。

次に、三ページをお開きいただきたいと思います。

第一表の歳入歳出予算補正で、歳入では第一款の市税でございますが、一億四千八百三万八千円の追加でございます。

市民税で九千六百万円の追加は、特別徴収の所得割調定増によるものでございます。

次の固定資産税四千五百八十万円の追加は土地家屋分の調定増及び償却資産で設備投資による調定増でございます。

次の軽自動車税の九十九万一千円の追加は軽自動車の調定増によるものでございます。

次の都市計画税の二百十萬円の追加は固定資産と同様で、土地と家屋に対する調定増でございます。

次の旧法によります税三百十四万七千円の追加は、旧法による市たばこ消費税、電気税、ガス税の確定に伴う当初見込みとの差額分でございます。

次の第六款地方交付税でございますが、普通交付税におきまして、今般算定結果の確定があり交付決定されたことによります当初予算との差額二億五千十萬一千円の減額でございます。これは基準財政需要額に比較いたしまして、基準財政収入額の伸びが高く減額となったものでございます。

次に、第十款国庫支出金の国庫補助金五百二十三万一千円の追加は、防衛補助事業として実施いたします（仮称）本六公園、福栄公園、熊川緑地新設事業の、それぞれの変更によります補助金の追加でございます。

次に、第十一款都支出金三千二百七十九万六千円の追加は、民生費補助金で高齢者事業団運営費補助金、事務局長を市派遣職員としたため、補助対象額となったことによる減額二百七十四万四千円と社会教育費補助金で、新たに補助対象に組み入れられたコミュニティ施設及びスポーツ・レクリエーション施設建設費補助金として追加交付されます三千五百五十万円の相殺でございます。

続きまして第十二款の財産収入、財産運用収入一万二千円の追加補正でございますが、これは指定金融機関であります埼玉銀行の不祥事によります財政調整基金の利子収入でございます。

次の第十三款寄附金の一千二百十四万四千円の追加は、宅地開発指導要綱によります学校施設等整備事業寄附金五件分一千百六十四万四千円と、西武信用金庫創立二十周年記念による寄附金、関係二十三区市町村に対する寄附金でございます。一律五十万円の合計額でございます。

次の第十五款繰越金の一億九千七百七万五千円の追加補正につきましては、昭和六十三年年度決算の当初